様式第４号（提供資料：報道機関（速報）用）

平成 31 年 1 月 16 日

報道各社　様

連絡先
伊達市教育部学校教育課
担当：課長　福地　淳一
電話　024-573-5824

事案名	平成 29 年度、30 年度霊山町（霊山中学校）スクールバス分担金誤徴収について
発生日時	平成３１年１月７日（月）
発生場所	伊達市教育部学校教育課
担当部署（連絡先）	福島県伊達市 教育部学校教育課（０２４－５７３－５８２４）
事案の内容	霊山町（霊山中学校）スクールバス分担金徴収事務において、平成２９年度及び平成３０年度の徴収状況を確認した結果、１５件（保護者１２名）について過大に徴収していることが判明しました。 分担金については、その年の学期ごとに月額 2,000 円の納付書を作成し送付しています。徴収条例では、8 月の 1 ヶ月分は夏休みのため対象としておりませんが、その分も含めて請求し、納付いただいていました。 誤徴収の額　平成 29 年度スクールバス分担金　7 件分 14,000 円 平成 30 年度スクールバス分担金　8 件分 16,000 円
初動対応	他に誤徴収がないか、記録を再点検し、他に誤徴収はないことを確認しました。 該当者（保護者１２名）全員に、電話で個別に説明しお詫びと共に還付の手続について連絡しました。
今後の対応	・保護者への説明通知とともに、誤徴収について平成 29 年度は還付し、平成 30 年度は 3 学期分で調整する。 ・原因は該当条例等の認識不足のため、二重チェック等の管理体制の強化及び事務手順の見直し、事務引継ぎの徹底を行う。